

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年4月1日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成21年4月1日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の指定に関する要項（平成16年4月1日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の職位及び事務の範囲に関する要項（平成16年4月1日制定）

自動車入講証交付要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成21年4月1日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

自動車入講証交付要領の一部を改正する要領

自動車入講証交付要領（昭和57年2月4日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第3-1（第3条第3項） 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲			別表第3-1（第3条第3項） 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲		
部局名	補助者として 指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	部局名	補助者として 指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕			〔省略〕		
<u>施設課</u>	<u>施設企画係長</u>	<u>施設課</u> の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	<u>施設マネジメント部</u>	<u>総務係長</u>	<u>施設マネジメント部</u> の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
附属図書館	図書情報係長 雑誌情報係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	附属図書館	図書情報係長 雑誌情報係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
〔省略〕			〔省略〕		
別表第3-6（第3条第3項） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲			別表第3-6（第3条第3項） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲		
部 局 名	補助者として 指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	部 局 名	補助者として 指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕			〔省略〕		
<u>施設課</u>	(削除)		<u>施設マネジメント部</u>	<u>施設マネジメント部長</u>	(1) 予定価格調書案の作成 (2) 業者の選定 (3) 検査及び検査調書の作成
	<u>施設課長</u>	(1) 予定価格調書案の作成 (2) 業者の選定 (3) 入札の執行 (4) 検査及び検査調書の作成		<u>施設企画課長</u>	(1) 予定価格調書案の作成 (2) 業者の選定 (3) 入札の執行 (4) 検査及び検査調書の作成

	<u>施設課副課長</u>	検査及び検査調書の作成
	<u>施設企画係長</u>	(1)業者選定案作成 (2)見積書の徴取 (3)契約に関する書類の作成 (4)発注の連絡 (5)請書の徴取
	(削除)	
	<u>建築係長</u> <u>電気係長</u> <u>機械係長</u> <u>施設計画係長</u>	(1)予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2)監督
〔省略〕		

	<u>施設企画課副課長</u>	検査及び検査調書の作成
	<u>総務係長</u>	(1)業者選定案作成 (2)見積書の徴取 (3)契約に関する書類の作成 (4)発注の連絡 (5)請書の徴取
	<u>保全課長</u>	<u>検査及び検査調書の作成</u>
	<u>総括保全係長</u> <u>設備保全係長</u> <u>環境保全係長</u> <u>管理係長</u>	(1)予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2)監督
〔省略〕		

別表第3-7（第3条第3項）

契約担当役、契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
〔省略〕			
<u>施設課長</u>	工事	予定価格案が <u>500万円</u> を超えるもの	予定価格案が500万円を超えるもの
	工事以外		
〔省略〕			
財務課長	(削除)	予定価格案が500万円を超え3000万円以下のもの	予定価格案が500万円以下のもの
	工事以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		
〔省略〕			
<u>施設課建築係長</u>	工事・購入・		

別表第3-7（第3条第3項）

契約担当役、契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
〔省略〕			
<u>施設マネジメント部長</u>	工事	予定価格案が <u>3000万円</u> を超えるもの	予定価格案が500万円を超えるもの
	工事以外		
〔省略〕			
財務課長 <u>施設企画課長</u>	<u>工事</u>	予定価格案が500万円を超え3000万円以下のもの	予定価格案が500万円以下のもの
	工事以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		
〔省略〕			
<u>保全課総括保全</u>	工事・購入・		

<u>電気係長</u> <u>機械係長</u> <u>施設計画係長</u>	製造・借入			<u>係長</u> <u>設備保全係長</u> <u>環境保全係長</u> <u>管理係長</u>	製造・借入		
	工事・購入・製造・借入以外				工事・購入・製造・借入以外		
	売払・貸付				売払・貸付		
	売払・貸付以外				売払・貸付以外		
<u>別表第3-8 (第3条第3項) (別紙B参照)</u> [省略] <u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u>				<u>別表第3-8 (第3条第3項) (別紙A参照)</u> [省略]			

※ 別紙Aとして改正前の「別表第3-8 (第3条第3項)」を、別紙Bとして改正後の「別表第3-8 (第3条第3項)」をこの新旧対照表に添付。

契約担当役、契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成								
	工事	製造	購入	借入	工事、製造、購入、借入以外	売払	貸付	売払、貸付以外
<u>施設マネジメント部長</u>	<u>3000万円を超えるもの</u>			<u>3000万円を超えるもの</u>	<u>3000万円を超えるもの</u>			
<u>施設企画課長</u> <u>保全課長</u>	<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>			<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>	<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>	<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>	<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>	<u>500万円を超え3000万円以下のもの</u>
<u>施設企画課副課長</u>	500万円以下のもの			500万円以下のもの	500万円以下のもの	<u>500万円以下のもの</u>	<u>500万円以下のもの</u>	<u>500万円以下のもの</u>
財務課長 経理課長 学術情報課長		250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの
財務課専門職員 経理課副課長 経理課専門職員 経理課契約第一係長 経理課契約第二係長 経理課契約第三係長 各附属学校事務係長、事務係主任 学術情報課図書情報係長、雑誌情報係長		250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの

* 上位の職にある者が、下位の職にある者の事務を処理することは差支えない。

* 長期継続契約（光熱水料金、電話使用料金）については、法令の定めるところにより、随意契約の範囲内であるため、金額の大小にかかわらず、経理課副課長以下の検査及び検査調書の作成とする。

契約担当役、契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成								
	工事	製造	購入	借入	工事、製造、購入、借入以外	売払	貸付	売払、貸付以外
<u>施設課長</u>	<u>500万円を超えるもの</u>			<u>500万円を超えるもの</u>	<u>500万円を超えるもの</u>			
(削除)								
<u>施設課副課長</u>	500万円以下のもの			500万円以下のもの	500万円以下のもの			
財務課長 経理課長 学術情報課長		250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの	250万円を超えるもの
財務課専門職員 経理課副課長 経理課専門職員 経理課契約第一係長 経理課契約第二係長 経理課契約第三係長 各附属学校事務係長、事務係主任 学術情報課図書情報係長、雑誌情報係長		250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの	250万円以下のもの

* 上位の職にある者が、下位の職にある者の事務を処理することは差支えない。

* 長期継続契約（光熱水料金、電話使用料金）については、法令の定めるところにより、随意契約の範囲内であるため、金額の大小にかかわらず、経理課副課長以下の検査及び検査調書の作成とする。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第5章 契約審査委員会 (契約審査委員会)</p> <p>第31条 学長は、次の各号に掲げる者で構成する契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度別の者を指定することができる。</p> <p>(1) 総務部長 (2) 財務部長 (3) <u>施設課長</u></p> <p>2 契約担当役等は、必要があるときは、第19条第4項及び第5項について審査委員会に意見を求めることができる。</p> <p>3 審査委員会は、前項の意見を求められたときは、速やかに意見を取りまとめて契約担当役等に通知するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第5章 契約審査委員会 (契約審査委員会)</p> <p>第31条 学長は、次の各号に掲げる者で構成する契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度別の者を指定することができる。</p> <p>(1) 総務部長 (2) 財務部長 (3) <u>施設マネジメント部長</u></p> <p>2 契約担当役等は、必要があるときは、第19条第4項及び第5項について審査委員会に意見を求めることができる。</p> <p>3 審査委員会は、前項の意見を求められたときは、速やかに意見を取りまとめて契約担当役等に通知するものとする。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
別表（第4条関係） 債権の種類及び債権発生等通知義務者等				別表（第4条関係） 債権の種類及び債権発生等通知義務者等			
債権の種類	区 分	通知義務者	通知担当課	債権の種類	区 分	通知義務者	通知担当課
〔省略〕				〔省略〕			
不動産売払代債権		契約担当役	<u>財務課</u> 、 <u>学術情報課</u>	不動産売払代債権		契約担当役	<u>施設企画課</u> 、 <u>学術情報課</u>
〔省略〕				〔省略〕			
財産貸付料債権		学長	<u>財務課</u> 、 <u>学術情報課</u>	財産貸付料債権		学長	<u>施設企画課</u> 、 <u>学術情報課</u>
	国際交流会館	学務部長	国際課		国際交流会館	学務部長	国際課
職員宿舍貸付料債権		学長	<u>財務課</u> 、 <u>学術情報課</u>	職員宿舍貸付料債権		学長	<u>施設企画課</u> 、 <u>学術情報課</u>
〔省略〕				〔省略〕			
<p><u>附 則</u> この要項は、平成21年4月1日から施行する。</p>							

国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の指定に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
指 定 職 位	事 務 の 範 囲		指 定 職 位	事 務 の 範 囲	
財務部長 財務課長 経理課長	<u>経理課</u> において執行する指名競争	規則第6条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役等に対する意見の表示	財務部長 財務課長 経理課長	<u>財務部</u> において執行する指名競争	規則第6条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役等に対する意見の表示
財務部長 <u>財務課長</u> <u>施設課長</u>	<u>施設課</u> において執行する指名競争		財務部長 <u>施設マネジメント部長</u> <u>施設保全課長</u>	<u>施設マネジメント部</u> において執行する指名競争	
財務部長 学術情報部長 学術情報課長	学術情報部において執行する指名競争		財務部長 学術情報部長 学術情報課長	学術情報部において執行する指名競争	
〔省略〕			〔省略〕		
<p>附 則</p> <p><u>この要項は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>					

国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の職位及び事務の範囲に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
指 定 職 位	事 務 の 範 囲		指 定 職 位	事 務 の 範 囲	
財務部長 財務課長 経理課長	<u>経理課</u> において執行する指名競争	国立大学法人東京学芸大学会計規程第30条の規定に基づき、契約事務取扱規則第23条による競争参加者の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役に対する意見の表示を行う。	財務部長 財務課長 経理課長	<u>財務部</u> において執行する指名競争	国立大学法人東京学芸大学会計規程第30条の規定に基づき、契約事務取扱規則第23条による競争参加者の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役に対する意見の表示を行う。
財務部長 <u>財務課長</u> <u>施設課長</u>	<u>施設課</u> において執行する指名競争		財務部長 <u>施設マネジメント部長</u> <u>施設保全課長</u>	<u>施設マネジメント部</u> において執行する指名競争	
財務部長 学術情報部長 学術情報課長	附属図書館において執行する指名競争		財務部長 学術情報部長 学術情報課長	附属図書館において執行する指名競争	
〔省略〕			〔省略〕		
<p>附 則 この要項は、平成21年4月1日から施行する。</p>					

自動車入講証交付要領の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
2 入構証の交付部局等は、次のとおりとする。			2 入構証の交付部局等は、次のとおりとする。		
交付部局	交付対象者	交付番号	交付部局	交付対象者	交付番号
財務課	教職員（非常勤の者を含む。） <u>及び生活協同組合職員</u>	1001～	財務課	教職員（非常勤の者を含む。）	1001～
学生サービス課	生活協同組合 <u>関係業者</u>	3001～	学生サービス課	生活協同組合 <u>職員及び同関係者</u>	3001～
経理課	物品関係業者	4001～	経理課	物品関係業者	4001～
<u>施設課</u>	工事関係業者	5001～	<u>施設企画課</u>	工事関係業者	5001～
財務課	臨時	1～	財務課	臨時	1～
学生サービス課	学生（教育学部生，教育学研究科生及び特別支援教育特別専攻科生をいう。以下同じ。）， <u>連合学校教育学研究科の学生</u> ，科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生，サークル団体	6001～	学生サービス課	学生（教育学部生，教育学研究科生及び特別支援教育特別専攻科生をいう。以下同じ。）， <u>連合学校教育学研究科の学生</u> ，科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生，サークル団体	6001～
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p>					